

総合評価落札方式における評価項目「災害協定に基づく活動実績」の評価範囲及び評価期間の見直しについて

施工能力評価型の地域密着工事型等において、企業の技術力の中で地域貢献度の評価項目の一つとして「災害協定に基づく活動実績」を評価しています。

今般、福井県の大雪対応等県境を越えた広域的な災害活動がされているところです。このような中、災害活動における「評価範囲」について見直しを行うこととしましたのでお知らせします。併せて、評価期間についても見直しを行うこととしましたのでお知らせします。

《評価範囲》

H29総合評価ガイドライン		見直し
a	施工都県内において、「関東地方整備局(本局または発注事務所)」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり。 施工都県内において実施された「緊急復旧工事」の実績により、「関東地方整備局(発注事務所)」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。	同左
b	施工都県内において、「関東地方整備局(本局または発注事務所)」と締結した災害協定に基づく支援等※1の実績あり。 施工都県内において実施された支援等※1の実績により、「関東地方整備局(発注事務所)」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。	同左
c	施工都県内において、国の機関(「関東地方整備局(本局及び発注事務所)」を除く)、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」または支援等※1の実績あり。 施工都県内において実施された「緊急復旧工事」又は支援等※1の実績により、関東地方整備局(各事務所)(「発注事務所」を除く。)から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。	同左
d	施工都県内に本店(本社)が所在し、「関東地方整備局(本局または各事務所)」と締結した災害協定に基づく支援等※1の実績あり。 施工都県内に本店(本社)が所在し、支援等※1の実績により関東地方整備局各事務所から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。	施工都県内に本店(本社)が所在し、「関東地方整備局(本局または各事務所)」と締結した災害協定に基づく 緊急復旧工事または支援等※1 の実績あり。 施工都県内に本店(本社)が所在し、 緊急復旧工事または支援等※1 の実績により関東地方整備局各事務所から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする。

※1 支援等とは、「資機材の移送支援、または提供(貸与含む。)」又は「緊急パトロール」の実績とする。

《評価期間》

【現行】活動を実施した年度より、5ヶ年度



【見直し】活動を実施した年度より、3ヶ年度
 (平成31年4月1日以降に実施した災害活動実績より
 評価期間を3カ年とする)

総合評価落札方式における評価項目「災害協定に基づく活動実績」の評価範囲及び評価期間の見直しについて

「評価基準 d」のイメージ

従前の制度	今回の見直し
<p>発注工事で評価対象</p>	<p>発注工事で評価対象</p>
<p>発注工事で評価対象</p>	<p>発注工事で評価対象</p>
	<p>発注工事で評価対象</p>
<p>発注工事で評価対象</p>	<p>発注工事で評価対象</p>